

学校体育施設開放事業（校庭）利用ガイドライン

令和4年3月26日 改定

1. 利用にあたって

所沢市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新しい生活様式」を実践していますので、記載の内容を必ず遵守してください。

2. まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言下における学校開放事業について

今後は感染状況によって、国及び県より各種の措置が発出されることを鑑み、予めそれぞれの状況での活動内容について、下記のとおり運用いたします。

カテゴリー	1. 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が出ていない状況	2. まん延防止等重点措置時（県内に対象区域がある場合）	3. 緊急事態宣言下
通常の活動（練習）	○	【非対象区域の場合】 ○	×
		【対象区域の場合】 △ (埼玉県の要請により開放時間を設定)	
対外試合や合同練習等について (段階①及び②は、感染状況及び学校の部活動の状況等により判断)	段階① ○ (市外団体との試合も可能)	【非対象区域の場合】 △ (原則、市内団体との試合のみ可能)	×
	段階② △ (市内団体との試合のみ可能)	【対象区域の場合】 ×	
昼食の取扱い	○	×	×

※記号（○…活動可能、△…条件付きで活動可能、×…中止・禁止）

3. 利用条件について

感染対策及び感染予防策として、以下の事項を遵守してください

- 利用当日、校内に出入りする全ての方を対象として、学校体育施設開放事業（校庭）利用者名簿に氏名及び住所、連絡先を記載し、提出すること。

※利用者名簿の内容が網羅されていれば様式は問わない。

※この情報は必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを承諾すること。

※利用者名簿及びチェックシートは、速やかにまちづくりセンターへ提出すること。

- 開放事業に関係のない、学校設備（校庭の遊具等）は利用しないこと。

- 備品を利用する際はしっかりと手洗いを行い、利用後には可能な限り消毒を行うこと。

(4) 水道及びトイレについては学校と共用箇所のため、利用した後は必ず消毒を行うこと。

4. 対外試合及び大会での利用について

主催者の責任において対外試合及び大会を実施し、以下の事項を遵守してください。

(1) 大会を開催する場合は、各競技の日本連盟等が策定しているガイドライン準じて開催すること。もし、競技のガイドラインがない場合は、日本スポーツ協会が策定しているイベント開催時のガイドライン・チェックリストに準じること。

※詳細は各協会等のホームページに掲載してあるガイドラインをご参照ください。

(2) 大会を開催する場合は、調整会議の際に提出をする「所沢市立小中学校体育施設利用許可申請書」の利用目的の欄に大会で使用する旨を明記すること。

(3) 主催者は大会開催にあたり、以下の点を留意し、人が密集しないようにすること。

- ・施設内には試合を行うチーム（選手、指導者）のみにする。
- ・大会運営スタッフも必要最小限にする。
- ・送迎の保護者の密集を避けるため、体育館・武道場の出入口や駐車場に大会運営スタッフを配置すること。

5. 昼食の取扱いについて

県内に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が出ていない場合に限り、学校敷地内での昼食を認めますが、その際は以下の事項を遵守してください。

- (1) 敷地内の禁止されている場所では昼食を取らないこと。
- (2) 身体的距離（1 m以上）を確保できる場所で昼食を取ること。
- (3) 食事中は対面にならないようにすること。
- (4) 食事以外の際はマスクを着用し、会話を控えること。
- (5) 昼食の際のゴミは必ず持ち帰ること。

6. 確認事項

- (1) 以下の事項に該当する場合は利用を控えること。
 - ・利用当日並びに2週間以内に発熱等の症状がある（あった）場合。
 - ・同居家族や身近な知人に感染者がいる場合（もしくは疑いがある場合）。
 - ・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域へ訪問履歴がある場合。
- (2) 競技中以外はマスクの着用が望ましいが、熱中症予防のため周囲と十分な距離の確保（2 m以上）できる場合はマスクを外すことも可。
- (3) 競技中もなるべく人との距離を意識し、接触は可能な限り控えること。
- (4) 大きな声での会話、応援は控えること。
- (5) 保護者や付き添いの入場は、必要最小人数とすること。
- (6) 運動・スポーツ中に唾や痰を吐くことは行わないこと。
- (7) 敷地内及び隣接道路での喫煙を禁止とする。
- (8) ごみは各自持ち帰ること。
- (9) 消毒液は各自持参すること（消毒用エタノールの入手が難しい場合は、別紙の次亜塩素酸ナトリウム液※の作り方を参照ください）。

※次亜塩素酸ナトリウム液は手指の消毒には利用せず、備品のみに使用してください。

7. 利用制限

以下の事項に該当する場合、今後の利用を制限します。

- (1) 学校体育施設開放事業（校庭）利用者名簿並びにチェックシートに虚偽の記載等が発覚した場合。
- (2) 学校や近隣住民から上記利用条件に抵触する連絡等があった場合。

8. 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合

利用終了後3日以内に、利用者が新型コロナウイルス感染症の疑いがある（医師の診断によりPCR検査を受ける予定もしくは受けた）場合は、速やかにスポーツ振興課へ報告すること。連絡をする日が平日17時15分～翌日8時30分、土曜、日曜、祝日の場合は、所沢市役所総合案内（04-2998-1111）へ連絡し、以下の4点を伝えること。

①氏名及び団体名、②連絡先、③利用した学校名及び場所、④利用日時

9. 新型コロナウイルス感染症を発症した場合

利用終了後2週間以内に、利用者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、上記のとおり速やかにスポーツ振興課報告すること。

10. その他

学校開放運営委員会委員及び市職員が、学校を巡回し利用状況の確認をする際は、しっかりと対応すること。

11. おわりに

利用団体の代表者の方は、本ガイドラインを利用者全員が遵守するために、責任を持ってご指導頂くようお願い申し上げます。